令和８年第９回
志木市農業委員会総会議事録

令和８年９月２９日

志木市農業委員会

令和８年第９回志木市農業委員会総会日程

令和８年９月２９日（火）午後２時００分

第１　　開会

第２　　議事録署名委員の指名

第３　　議案

（１）　議案第１６号　　引き続き農業経営を行っている旨の証明について

（２）　議案第１７号　　農地法第３条の規定による許可申請について

（３）　議案第１８号　　志木市都市計画生産緑地地区の変更について

（４）　議案第１９号　　農地中間管理事業に基づく農地利用集積等促進計画について

第４　　諸報告

（１）報告第１３号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第５　　協議事項

（１）次回総会日程について

（２）その他

第６　　閉会

令和8年第9回志木市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和８年９月２９日（火）午後２時００分から午後３時１５分

２．開催場所　志木市役所　２階　大会議室２－１

３．出席委員（１３人）

会　　長	１３番	田中　満男
委　　員	１番	細田　公雄
	２番	清水　隆司
	３番	池ノ内　善和
	４番	志村　二美重
	５番	小山　武英
	６番	齊藤　正歳
職務代理	７番	波澄　洋子
	８番	佐藤　浩之
	９番	金子　秀之
	１０番	三枝　将樹
	１１番	細田　次男
	１２番	清水　修

４．議事日程

第１　開会

第２　議事録署名委員の指名

第３　議案

第４　諸報告

第５　協議事項

第６　閉会

５．農業委員会事務局職員

事務局長　　佐野　由美子

書　　記　　山下　大輔

６．会議の概要

○事務局長

定刻になりましたので、令和８年第９回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、１３人中１３人でございまして、志木市農業委員会会議規則第６条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和８年第９回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第２の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

○田中会長

ご異議なしと認め、１０番　三枝　将樹　委員、１２番　清水　修　委員にお願いいたします。併せて、書記として山下主事を指名いたします。

それでは、日程第３の議案に入ります。

（１）議案第１６号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

（２）議案第１７号『農地法第３条の規定による許可申請』について

（３）議案第１８号『志木市都市計画生産緑地地区の変更』について

（４）議案第１９号『農地中間管理事業に基づく農地利用集積等促進計画』について

以上、上程いたします。

それでは、議案第１６号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について、事務局から説明を、お願い致します。

○山下主事

それでは資料を朗読いたします。

（事務局朗読）

○田中会長

それでは、議案第１６号　受付番号４５番、４６番、４７番、４８番ついて、事務局から説明を求めます。

○山下主事　【事務局説明】
本案件は、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。
相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第７０条の６第３２項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、３年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。
受付番号４５番の申請人及び農地の状況につきましては、齊藤正歳委員に、
受付番号４６番、４７番、４８番の申請人及び農地の状況につきましては、池ノ内善和委員に、
ご同行いただいて、確認しております。
この後、各委員よりご説明がございます。
以上でございます。

○田中会長
それでは、議案第１６号　受付番号４５番について、
齊藤正歳委員より説明、報告を求めます。

○齊藤 正歳 委員
　会長の指名がありましたので、議案第１６号受付番号４５番について、
わたくし齊藤より説明、報告を行います。
本案件は、申請人である○○氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。
申請地については、○○丁目○○及び、○○丁目○○の○○地点です。
○○ページの地図をお開きください。

市役所から県道を○○方面へ進み、○○を○折、○○を○○Kmほど進み、○○丁目交差点を○折し、○○を○折し、○○の農地が○○丁目、○○筆の申請地となります。
さらに○○をはさんだ農地が○○丁目の申請地となります。
事務局と同行して、申請地である○○丁目の○○筆、○○丁目○○筆の
現地を確認したところ、
○○や○○が栽培されており、適正に管理されておりました。
また、申請者である○○氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長
ありがとうございました。
続きまして、議案第１６号　受付番号４６番、４７番、４８番について、
池ノ内　善和委員より説明、報告を求めます。

○池ノ内　善和　委員
会長の指名がありましたので、議案第１６号　受付番号４６番について、
わたくし池ノ内より説明、報告を行います。
本案件は、申請人である○○氏が相続税の納税猶予の特例の　適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。
申請地については、○○丁目○○の地点となります。
○○ページの地図をお開きください。
市役所から県道を○○方面へ○○m進み、○○丁目交差点を
○折、○○ｋｍほど進み、○○交差点を○折し、
○○交差点の○○裏手の農地が、
○○丁目○○の申請地となります。
事務局と同行して、申請農地である○○の
現地を確認したところ、
○○や○○が栽培されており、適正に管理されておりました。
また、申請者である○○氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

続きまして、議案第１６号　受付番号４７番、４８番については、
関連がありますので、まとめて説明、報告を行います。
本案件は、申請人である○○氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。
申請地については、○○ほか○○筆の地点となります。
○○ページの地図をお開きください。
市役所から県道を○○方面へ○○m進み、○○交差点を○折、○○ｋｍほど進み、○○交差点を越え、○○m先、○○を○折した先、両側が、○○ほか○○の申請地となります。
事務局と同行して、申請農地である○○ほか○○筆の
現地を確認したところ、○○や○○が栽培されており、適正に管理されておりました。
また、申請者である○○氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長
ありがとうございました。
それでは、議案第１６号　受付番号４５番、４６番、４７番、４８番
について、質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長
質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行ないます。

議案第１６号　受付番号４５番について
賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長
全員賛成ですので、
議案第１６号　受付番号４５番は可決されました。

続きまして、
議案第１６号　受付番号４６番について、
賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長
全員賛成ですので、
議案第１６号　受付番号４６番は可決されました。

続きまして、
議案第１６号　受付番号４７番、４８番について、
賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長
全員賛成ですので、
議案第１６号　受付番号４７番、４８番は可決されました。

○田中会長
続きまして、
議案第１７号『農地法第３条の規程による許可申請』について、事務局から説明を、お願い致します。

○山下主事
それでは資料を朗読いたします。
（事務局朗読）

○田中会長
それでは、議案第１７号　受付番号２番、３番について、事務局から説明を求めます。

○山下主事
本案件は、農地法第３条の許可申請であり、農地を農地のまま耕作する目的で、権利の設定や移転を行う場合、農業委員会の許可が必要となります。

受付番号２番の案件につきましては、農地の賃貸借契約に基づき、〇〇氏と〇〇氏の間で農地の賃借権を設定するという内容の申請となっております。
受付番号３番の案件につきましては、譲渡により、農地の所有権を〇〇氏から〇〇氏へ移転するという内容の申請となっております。

受付番号２番の申請人及び農地の状況につきましては、波澄委員
にご同行いただいて確認しております。
受付番号３番の申請人及び農地の状況につきましては、田中会長
にご同行いただいて確認しております。
この後、各委員よりご説明がございます。以上でございます。

〇田中会長
ありがとうございました。
私、田中は本議案受付番号２番について申請者の親族に当たりますため、一時退室いたします。議事進行を波澄職務代理へお渡しします。波澄職務代理よろしくお願いいたします。

〇波澄職務代理
それでは、会長のご指名がありましたので会長に代わりまして議事進行
を執り行います。よろしくお願いいたします。
それでは議案第１７号　受付番号２番について、
私、波澄より説明、報告を行います。

本案件は、譲渡人〇〇氏と、譲受人〇〇氏の間において、農地の賃借権を設定する旨の申請となっております。
申請地は、〇〇ページをお開きください。
申請地は、市役所から県道を〇〇方面へ〇〇m進み、〇〇を〇折、〇〇m進んだ〇側の農地が申請地となります。
事務局と同行して、申請農地である〇〇番他〇〇筆の
現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、
適正に管理されておりましたため、何ら問題ないことを報告します。

〇波澄職務代理
それでは、議案第１７号受付番号２番について、質疑のある方
の挙手を求めます。

〇波澄職務代理
質問、意見等がないようです。
質疑を打ち切り、採決を行ないます。

議案第１７号　受付番号２番について

賛成の方の挙手を求めます。

〇波澄職務代理
全員賛成ですので、議案第１７号受付番号２番は可決されました。
それでは田中会長の入室を許可します。暫時休憩とし、議事進行を田中会長へお戻しします。

〇田中会長
波澄職務代理ありがとうございました。
休憩を閉じ、再開します。

続きまして、議案第１７号　受付番号３番について、
私田中よりご説明いたします。

本案件は、譲渡人〇〇氏が、譲受人〇〇氏へ、譲渡により農地の所有権を移転する旨の申請となっております。
申請地は、〇〇ページをお開きください。
堤外となっており、〇〇付近の〇〇筆が
申請地となります。
事務局と同行して、申請農地である〇〇の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりましたため、何ら問題ないことを報告します。
よろしく御審議をお願いいたします。

それでは、議案第１７号　受付番号３番について、質疑のある方
の挙手を求めます。

〇田中会長
質問、意見等がないようです。
質疑を打ち切り、採決を行ないます。

〇田中会長
議案第１７号　受付番号３番について、
賛成の方の挙手を求めます。

〇田中会長
全員賛成ですので、
議案第１７号　受付番号３番は可決されました。

続きまして
議案第１８号『志木市都市計画生産緑地地区の変更』について事務局から説明を求めます。

○山下主事
本案件は、生産緑地法第１４条の規定に基づく行為制限の解除による
都市計画生産緑地地区の変更につきまして、
都市計画課より令和８年８月２７日に協議の依頼があったものでございます。
詳細は、○○ページから○○ページになります。
第○○－○○号、第○○号につきましては、地区の一部について生産緑地が解除された箇所でございます。第○○号、第○○号、第○○号につきましては、買取り手がなく、生産緑地が解除され、地区の廃止とされた箇所でございます。
ご協議等、よろしくお願い致します。

○田中会長
ありがとうございました。
それでは、議案第１８号については、協議事項ですので、
ご意見のある方の挙手を求めます。

○田中会長
質問、意見等がないようです。
協議を打ち切ります。
本議案を承認することについて、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長
全員賛成ですので、
議案第１８号については承認されました。

○田中会長
続きまして、
議案第１９号『農地中間管理事業に基づく農地利用集積等促進計画』について事務局から説明を、お願い致します。なお、議案１９号については、志村二美重委員、清水修委員が当事者となりますので、退室を求めます。
暫時休憩とします。

（志村委員、清水委員　退室）

休憩を閉じ、再開します。
改めまして議案第１９号『農地中間管理事業に基づく農地利用集積等促進計画』について事務局から説明を、お願い致します。

○山下主事　【事務局説明】
議案の説明に先立ちまして、「議案第１９号 農地中間管理事業に基づく農地利用集積等促進計画」について、概要をご説明いたします。

これまで、農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、農業委員会が各申出について、決定の有無を審議していましたが、農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理権等の設定については、各申出　を基に農地中間管理機構（市）が作成した、農用地利用集積等促進計画　に対する意見の有無を回答することとなります。このため、農地の貸借については、最終的に埼玉県が認可、告示することでその効力が発生します。
農業委員会の役割としては、その計画において、農地中間管理機構から転借を受ける人の営農状況及び耕作状況や、農地中間管理機構へ貸借を行うことについて、問題がないかを確認することとなっています。仮に、その計画自体に問題があった場合は、農業委員会から「意見あり」として、農地中間管理機構へ回答します。意見があった場合は、農地中間管理機構が定めた計画と農業委員会が求める計画に齟齬があったとして、その計画をやり直すこととなります。

それでは改めまして、議案第１９号「農地中間管理事業に基づく農地利用集積等促進計画」について、ご説明いたします。資料は〇〇ページおよび本日配布させていただいた資料をご覧ください。
転借人、渡人、営農面積は農地利用集積等促進計画書（案）に記載のとおりです。所在地は〇〇他〇〇筆です。現況地目はいずれも田で、面積は合わせて〇〇平方メートルです。新規に使用賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和９年１月１日から令和１８年１２月３１日までの１０年間です。
転借人の耕作状況については、田中会長にご同行いただき、確認しております。
この後、田中会長よりご説明がございます。
以上でございます。

〇田中会長
それでは、議案第１９号について、
私、田中よりご説明いたします。
申請地は本日配布させていただいている地図をご覧ください。
事務局と同行して、転借人である２名の耕作状況を現地にて確認したところ、〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。
また、転借人である２名は、いずれも今後継続して、農業経営を行っていく意向もあることから、何ら問題ないことを報告します。
よろしくご審議をお願いします。

〇田中会長
それでは、議案１９号について、質疑のある方の挙手を求めます。

〇田中会長
質問、意見等がないようです。
質疑を打ち切り、採決を行ないます。
議案第１９号「農地中間管理事業に基づく農地利用集積等促進計画」
について、賛成の方の挙手を求めます。
（賛成の委員、挙手）

○田中会長
全員賛成ですので、（賛成多数ですので、）
議案第１９号は可決されました。
それでは、当事者の議案審議が終わりましたので、志村委員、清水修委員の入室を許可します。
暫時、休憩とします。（志村委員、清水委員　入室）

休憩を閉じ、再開します。

それでは、日程第４の報告に入ります。
報告第１３号『農地法第４条の規定による届出』について

こちらは専決したものでございます。
事務局より朗読をお願いいたします。

○山下主事
（事務局朗読）

○田中会長
ありがとうございました。
それでは、報告第１３号　受付番号５番、につきましては、
私、田中よりご報告いたします。
地図は　○○ページをご参照ください。
申請地は、市役所から県道を○○方面へ○○m進み、○○交差点を○折、○○m進み○折、○○m進んだ○側の農地が申請地となります。
現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

次に、報告第１３号受付番号６番について、清水修委員の報告を求
めます。

○清水　修委員
会長の指名がありましたので、報告第１３号受付番号６番について説明、報告を行います。
地図は○○ページをお開きください。
申請地は、市役所から県道を○○方面へ○○ｋm進み○○交差点を○折、○○m進み○折、○○m進んだ○側の農地が受付番号６番の申請地となります。
現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

○田中会長

ありがとうございました。
続きまして、
報告第１３号受付番号７番について、金子秀之委員の報告を求
めます。

〇金子　秀之委員
会長の指名がありましたので、報告第１３号受付番号７番について説明、報告を行います。
地図は〇〇ページをお開きください。

申請地は、市役所から県道を〇〇方面へ〇〇ｋｍ進んだ〇〇交差点にある〇〇の農地が受付番号７番の申請地となります。
現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

〇田中会長
それでは、報告第１３号について、
質疑のある方の挙手を求めます。

〇田中会長
質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、
次に進ませていただきます。
協議事項に入ります。

（１）『次回総会日程について』でございますが、
事務局よりお願いいたします。
〇事務局
令和８年１０月２７日火曜日、午後２時、
庁舎２階　大会議室２－１で行う予定でございますが、
よろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

〇田中会長
それでは、１０月２７日火曜日、午後２時ということで
よろしくお願いいたします。

続きまして、
（２）『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

（なしとの声あり）

委員さんの方から特に何もないようなので、
事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局
それでは、事務局より、ご連絡させていただきます。
① 地域計画協議の場の出欠確認について
② 農地パトロールについて
③ 産業祭の米の掬い取りについて
④ 県外視察研修について
⑤ 暑気払い会計報告について

以上でございます。

○田中会長
以上をもちまして、令和８年第９回農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

議　事　録　署　名　簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和８年９月２９日

志木市農業委員会議長　　田中　満男

１０番　　三枝　将樹

１２番　　清水　修